



「福祉有償運送」の登録更新手続き

無事に終了しました

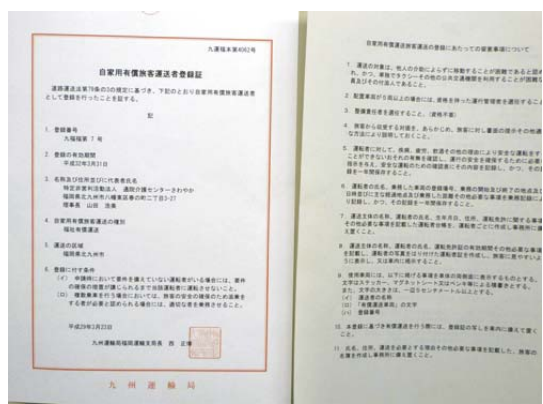
三年に一度の登録申請を

終えて「気持ち新たに」

北九州市の「福祉有償運送」の実施団体は、道路運送法に基づいて、三年に一度、登録の更新申請の手続きを九州運輸局福岡運輸支局と北九州市にしなければなりません。

「さわやか」は、今年の三月三十一日付で「福祉有償運送」の登録の期限が切れるために、更新の準備を進めていました。

ボランティアの皆様には、「運転者就任承諾書」や運転免許証の写し、それに運



運転協力者の要件

過去二年以内に何らかの違反等で免許停止処分を受けた方は「福祉有償運送」運転協力者になることができません。

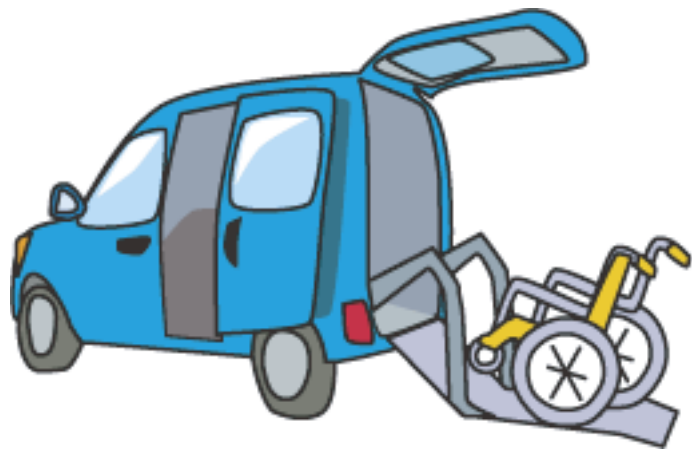
転免許が過去二年以内において停止されていないことを宣誓する「宣誓書」の提出をお願いしておりました。ボランティアの皆様から、

北九州市障害者小規模共同作業所

ヒアリング終了しました

四月十八日（火）北九州市役所十五階B会議室で、午前九時より小倉事業所、午前十時三十分より八幡事業所の北九州市障害者小規模共同作業所のヒアリングがありました。

このヒアリングは、障害者小規模共同作業所補助金等の平成二十八年度実績報告書及び平成二十九年度交付申請書を提出するものです。実際は、十三日（木）に行われる予定でしたが、北九州市保健福祉局障害福祉部障害者就労支援室の業務の都合により、日程が変更



更新申請に必要な全ての書類をいただきました。

そして、以前からいただいております、車の車検証、任意保険証書の写しや、「福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書」の写しなども一緒に提出しました。

一月二十三日（月）に開催された第三十九回北九州市福祉有償運送運営協議会において協議がなされました。その後、協議が整い、福岡運輸支局へ、運営協議会と同じ書類を提出しました。

午後二時から総合保健福祉センター六階で小規模共同作業所説明会が開催されました。

説明事項として、補助金交付要綱及び様式等の改正について話がありました。

ヒアリング当日は、説明会では聞くことのできなかつたことについて、詳細に丁寧に教えていただきました。

今年も一年気を引き締め頑張ります。



事務局より

お願い

新年度に入りましたので、腎友会の幹事さん等の交代がありましたら、「さわやか」事務局にご一報いただけますようお願い致します。



(仮称) 北九州市障害差別者解消条例の

制定について

四月六日に北橋健治北九州市長が定例記者会見の中で、(仮称)北九州市障害者差別解消条例の制定について発表しました。北九州市は、障害を理由とする差別の解消に向けて主体的に取り組み、共生社会の実現を目指すことを目的とした、(仮称)北九州市障害者差別解消条例の制定に向けて、具体的な検討に着手します。

1・背景

平成二十八年四月から施行された障害者差別解消法を受けて、「障害者差別解消条例」を制定する動きが福岡県を含めて全国的にも広がりにつつある。

こうした中、北九州市でも昨年八月に障害者団体から条例制定を求める要望書が提出されたことに加え、「北九州市障害者差別解消条例」に関する有識者会議や市議会においても、条例の制定を望む意見がほとんどであった。

2・本市独自の条例を

制定する理由

① 差別の判断基準となる「ものさし」を条例で示すことにより、障害当事者と事業者の双方にとって、差別の



未然防止につながる

② 差別解消には、市民が障害について正しく理解し、主体的に行動することが重要であり、市民参加による条例の制定が、市の姿勢を示すとともに、市民意識の醸成にもつながる

③ 条例により、紛争解決に資する第三者機関の設置や市長による是正勧告等を規

北九州市障害者差別解消条例に関する

有識者会議を開催

北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連)が条例制定を求める要望書を提出しました。

同時期に障団連でも有志が集まり、「障害者差別解消条例を作ろう!」プロジェクトを立ち上げ、毎月一回から二回の会議を行っています。

その中で、すでに条例を作っている県や市町村の内容を検討するなど、北九州市の条例制定に向けて活動

今後のスケジュール(予定)

平成29年4月

北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議
北九州市障害者施策推進協議会(諮問)

パブリックコメント

平成30年4月

条例施行

3・条例に規定すること

送迎される主な内容

① 福祉サービスや医療など

日常生活に関わる分野において、どのような行為が「差別」に該当するのか、その判断基準となる規定を設けること

「障害者や障害者に対する理

② 障害の促進を図るため、「啓発活動の推進」や「障害者との交流の促進」などに取

り組むこと

③ 解決が困難な差別事案について、助言等を行う第三者機関を設置し解決を目指すことや改善が見込めない場合等には市長による是正勧告等を行うこと

その結果、基本的に条例は必要なのではないかと



をしてきました。

そして北九州市は、昨年十二月より「北九州市障害者差別解消条例に関する有



有識者会議の構成員

- 学識経験者
- 法曹関係者
- 医療・保健・福祉等の関係者
- 教育
- 障害者団体
- 事業者

など現在17名で構成されています

より良い条例の制定のために

尽力をする

北九州市は、平成三十年四月の条例施行を予定しています。

有識者会議の末席に「さわやか」の山田理事長も加わり、より良い条例の制定のために尽力します。

